

## 平成 29 年 5 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 49 号

平成 29 年 5 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 29 年 5 月 11 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成 29 年 5 月 18 日（木）
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、議 題 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町税条例の一部を改正する条例)
  - (2) 専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
  - (3) 専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
  - (4) 専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - (5) 専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)
  - (6) 常任委員会委員の選任について
  - (7) 議会運営委員会委員の選任について

平成 29 年 5 月 18 日（木曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 29 年 5 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日提案の議案につきましては、専決処分の承認についてが 5 件、任期満了に伴います常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（濱中幸三君）

去る 5 月 11 日 9 時より、議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いします。

○議長（濱中幸三君）

議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。本委員会は、去る 5 月 11 日 9 時より委員会室におきまして、5 月議会臨時会の会期、日程等を審議いたしましたので、その結果について報告いたします。

まず、会期でございますが、本日 1 日を予定いたしております。

続いて会議の進め方でございますが、まず執行部より議案第 1 号から議案第 5 号までの説明を受け、全議案の質疑を行います。質疑が終わりますと、議案第 1 号から議案第 5 号までの討論、採決をお願いします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の改選期となっておりますので、改選を行い、5 月議会臨時会を閉会する予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

## 平成29年5月18日（木曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（中井俊博）
建設課課長補佐（池本 浩）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
総務課副主幹（島原正喜）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）	書記（橋本麻代）
--------------	----------

## 議事日程 第1号

別紙のとおり

平成29年5月土庄町議会臨時会 議事日程（第1号）

平成29年5月18日（木曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号：専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 議案第2号：専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第3号：専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第4号：専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 議案第5号：専決処分の承認を求めることについて  
(土庄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 8 決定第1号：常任委員会委員の選任について
- 第 9 決定第2号：議会運営委員会委員の選任について

## 開会、開議

○議長（濱中幸三君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本臨時会は、本日の1日を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

## 会議録署名議員の指名

○議長（濱中幸三君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において1番 岡野能之君、2番 岡本経治君を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（濱中幸三君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

## 議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第5号）

○議長（濱中幸三君）

日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）の件から、日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求

めることについて（土庄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本臨時会に提案しました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。審議資料は1ページから24ページになります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成29年3月31日専決をいたしました。

提案理由としましては地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する等の法律の公布に伴う改正によるものでございまして2点あります。1つは配偶者控除の見直しにかかる規定の整備でございます。もう1点は、わがまち特例の新設と廃止でございます。

続きまして議案書の12ページをお開きください。審議資料は25ページになります。議案第12号、失礼しました、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

関連がありますので続けて、議案書の15ページをお開きください。審議資料は26ページになります。議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成29年3月31日専決をいたしました。

提案理由としましては山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が施行されまして、固定資産税の減収補填の期間が延長されることとなったため、該当する条例の一部改正するものでございます。延長は平成29年3月31日が平成31年3月31日までとなっております。

続きまして、議案書の 18 ページをお開きください。審議資料は 27 ページになります。議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成 29 年 3 月 31 日専決をいたしました。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでありまして、内容としましては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

続きまして、議案書の 21 ページをお開きください。審議資料は 28 ページになります。議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の土庄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成 29 年 4 月 3 日専決をいたしております。

提案理由としましては、平成 30 年度から水道事業広域化へ向けて、現状と合致していない事項を修正するため、土庄町水道事業変更認可申請書を 3 月末に香川県へ提出し、受理されたところでございます。

このことにより当該条例内の関係する記載事項を修正するものであります。2 点ございまして、1 点目は給水人口、17,000 人とあるものを 13,600 人に、もう 1 点は、1 日最大給水量 10,400 立方メートルとあるところを 8,300 立方メートルと修正するものでございます。

提案理由につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱中幸三君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。ただ今、議題となっております議案第 1 号から議案第 5 号までの各議案について、一括で質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 5 号についての質疑は、

これをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱中幸三君）

これより、討論採決に入ります。

日程第 3、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、（土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 5、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて(土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 6、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 7、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて(土庄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 休憩

○議長 (濱中幸三君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 45 分

再 開 午前 9 時 47 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○副議長（佐々木邦久君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、議長 濱中幸三君から議長の辞職願が提出されました。

この際、議長辞職についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 議長辞職

○副議長（佐々木邦久君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法 117 条の規定により、濱中幸三君の退席を求めます。

（濱中幸三君 退席）

○副議長（佐々木邦久君）

辞職願を職員に朗読させます。

○副議長（佐々木邦久君）

事務局長。

（辞職願 事務局長が朗読）

○副議長（佐々木邦久君）

お諮りいたします。

濱中幸三君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木邦久君）

ご異議なしと認めます。

よって、濱中幸三君の議長辞職を許可することに決しました。濱中幸三君、

入場を許可します。

(濱中幸三君 入場)

○副議長 (佐々木邦久君)

ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として、選挙を行いたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長選挙

○副議長 (佐々木邦久君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として選挙を行うことに決しました。

## 休憩

○副議長 (佐々木邦久君)

準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 50 分

再 開 午前 9 時 51 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○副議長（佐々木邦久君）

再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木邦久君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、投票によることに決しました。

議場の封鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（佐々木邦久君）

ただ今のお出席議員は 12 名であります。

お諮りいたします。

土庄町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 濱野良一君、4 番 高橋正博君を指名いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木邦久君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 3 番 濱野良一君、4 番 高橋正博君を指名いたします。

○副議長（佐々木邦久君）

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○副議長（佐々木邦久君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

（発言者なし）

○副議長（佐々木邦久君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検・異常なし)

○副議長 (佐々木邦久君)

異常なしと認めます。

これにより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長 (木下公明君)

それでは、議席順に順次名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番 岡野能之議員、2 番 岡本経治議員、3 番 濱野良一議員、4 番 高橋正博議員、5 番 木場隆司議員、6 番 母倉正人議員、7 番 福本耕太議員、8 番 山崎勝義議員、9 番 川本貴也議員、10 番 井上正清議員、11 番 佐々木邦久議員、12 番 濱中幸三議員、以上でございます。

(点呼順により投票を行う)

○副議長 (佐々木邦久君)

投票もれはありませんか。

(発言者なし)

○副議長 (佐々木邦久君)

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○副議長 (佐々木邦久君)

開票を行います。

3 番 濱野良一君、4 番 高橋正博君、立会いをお願いいたします。

(3 番 濱野良一君及び 4 番 高橋正博君の立会いのもと、職員が開票)

○副議長 (佐々木邦久君)

選挙の結果を申し上げます。

投票総数 12 票、そのうち有効投票 12 票、無効投票 0 でございます。

有効投票中、井上正清君 7 票、高橋正博君 4 票、福本耕太君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.0 票であります。

よって、井上正清君が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○副議長 (佐々木邦久君)

---

ただ今、議長に当選されました井上正清君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

井上正清君、議長当選のご挨拶をお願いいたします。

○10 番（井上正清君）

一言ご挨拶申しあげます。ただ今、選挙によりまして、不肖私が議長職という大役の指名をいただきました。身に余る光栄と感激いたしておりますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

今、わが町は少子高齢化、人口減少が急速に進む中、大型事業も控え、極めて厳しい財政状況が予想されます。また、住民福祉の向上をはじめ町政発展には、取り組むべき重要な課題が山積しており、議会と執行部機関との真摯な議論により、これらの諸課題に有効な施策を推進していかなければなりません。ご指名をいただきました以上は、議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいります。大変簡単ではございますが、以上私の決意表明と挨拶に代えさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○副議長（佐々木邦久君）

これをもって、議長席を新議長と交代いたします。

井上君、議長席にお着き願います。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 3 分

再 開 午前 10 時 9 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、副議長佐々木邦久君から副議長の辞職願が提出されました。この際、副議長辞職についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 副議長辞職

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。地方自治法第 117 条の規定により、佐々木邦久君の退席を求めます。

（佐々木邦久君 退席）

○議長（井上正清君）

辞職願を職員に朗読させます。

（辞職願 事務局長が朗読）

○議長（井上正清君）

佐々木邦久君の副議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、佐々木邦久君の副議長辞職を許可することに決しました。佐々木邦久君の入場を許可します。

（佐々木邦久君 入場）

○議長（井上正清君）

ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 副議長選挙

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として選挙を行うことに決しました。

## 休憩

○議長（井上正清君）

準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 12 分

再 開 午前 10 時 13 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（井上正清君）

---

再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、投票によることに決しました。

議場の封鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

お諮りいたします。

土庄町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 木場隆司君、6 番 母倉正人君を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

異議なしと認めます。

よって、立会人に 5 番 木場隆司君、6 番 母倉正人君を指名いたします。

○議長（井上正清君）

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

○議長（井上正清君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検・異常なし)

○議長（井上正清君）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。  
点呼を命じます。

○議会事務局長（木下公明君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番 岡野能之議員、2 番 岡本経治議員、3 番 濱野良一議員、4 番 高橋正博議員、5 番 木場隆司議員、6 番 母倉正人議員、7 番 福本耕太議員、8 番 山崎勝義議員、9 番 川本貴也議員、11 番 佐々木邦久議員、12 番 濱中幸三議員、10 番 井上正清議員、以上でございます。

（点呼順により投票を行う）

○議長（井上正清君）

投票もれはありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○議長（井上正清君）

開票を行います。

5 番 木場隆司君、6 番 母倉正人君、立会いをお願いいたします。

（5 番 木場隆司君及び 6 番 母倉正人君の立会いのもと、職員が開票）

○議長（井上正清君）

選挙の結果を申し上げます。

投票総数 12 票、そのうち有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票中、佐々木邦久君 7 票、母倉正人君 2 票、高橋正博君 2 票、福本耕太君 1 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3.0 票であります。

よって、佐々木邦久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○議長（井上正清君）

ただ今、副議長に当選されました佐々木邦久君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条 2 項の規定による当選の告知をいたします。

佐々木邦久君、副議長の当選のご挨拶をお願いいたします。

○11 番（佐々木邦久君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、選挙によりまして、副議長という重責にご指名をいただきまして、誠にありがとうございます。身に余る光栄でございます。

また、同時に責任の重さを痛感しております。議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいり、町政発展のために、その任務を全うしたいと思っております。今後とも一層のご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、挨拶とします。

誠にありがとうございました。

## 休憩

- 議長（井上正清君）  
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 27 分  
再 開 午前 10 時 28 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 議席の一部変更

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

この際、日程を追加し、議席の一部変更を致したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

よつてこの際、これを日程に追加し、議席の一部変更を行います。

今回の選挙により、議長、副議長が交代いたしましたので、土庄町議会会議規則第3条第3項の規定により、10番井上正清君を12番に、12番濱中幸三君を10番に、それぞれ議席を変更いたします。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

恐れ入りますが、休憩中に議席の移動をお願いします。

なおこの後、常任委員会の改選を行う予定になっておりますので、休憩中に常任委員会についての協議を致したいと思ひます。

議員控室にお集まりいただきたいと思ひます。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時46分

## 出席議員及び欠席議員

### 1、出席議員

1番（岡野能之君）

2番（岡本経治君）

3番（濱野良一君）

4番（高橋正博君）

5番（木場隆司君）

6番（母倉正人君）

7番（福本耕太君）

8番（山崎勝義君）

9番（川本貴也君）

10番（濱中幸三君）

11番（佐々木邦久君）

12番（井上正清君）

### 2、欠席議員 なし

### 3、欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 議席の一部変更

- 議長（井上正清君）  
議席の変更に誤りがありましたので、この際、再度議席の一部変更を日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（井上正清君）  
はい、異議なしと認めます。  
よってこの際、これを日程に追加し、議席の一部変更を行います。  
土庄町議会会議規則第 3 条第 3 項の規定により、8 番 山崎勝義君を 9 番に、9 番 川本貴也君を 10 番に、10 番 井上正清君を 12 番に、12 番 瀨中幸三君を 8 番にそれぞれ議席を変更いたします。

（「違う」と呼ぶ者あり）

（瀨中議員「僕は 10 番になっとるから。」と発言）

- 議長（井上正清君）  
失礼しました。  
10 番 瀨中幸三君を 8 番に、それぞれ議席を変更いたします。

## 休憩

- 議長（井上正清君）  
暫時休憩いたします。  
休憩中に座席の変更をお願いします。

休 憩 午前 10 時 47 分  
再 開 午前 11 時 3 分

## 出席議員及び欠席議員

### 1、 出席議員

1 番 (岡野能之君)	2 番 (岡本経治君)	3 番 (濱野良一君)
4 番 (高橋正博君)	5 番 (木場隆司君)	6 番 (母倉正人君)
7 番 (福本耕太君)	8 番 (濱中幸三君)	9 番 (山崎勝義君)
10 番 (川本貴也君)	11 番 (佐々木邦久君)	12 番 (井上正清君)

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

○議長 (井上正清君)  
再開いたします。

## 常任委員会委員の選任

○議長 (井上正清君)

日程第 8、決定第 1 号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。  
常任委員会の任期は、土庄町議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、2 年となっておりますので、本日改選いたしたいと思っております。

常任委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規

定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（木下公明君）

各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会、岡野能之議員、濱野良一議員、母倉正人議員、福本耕太議員、佐々木邦久議員、濱中幸三議員、以上 6 名でございます。

続きまして、教育民生常任委員会委員、岡本経治議員、高橋正博議員、木場隆司議員、山崎勝義議員、川本貴也議員、井上正清議員、以上 6 名でございます。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、それぞれ指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。開催場所は、総務常任委員会が第 1 委員会室、教育民生常任委員会が第 2 委員会室と致しますのでよろしくお願いいたします。

休 憩 午前 11 時 4 分

再 開 午前 11 時 14 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 常任委員会正副委員長の決定

- 議長（井上正清君）  
各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
- 議会事務局長（木下公明君）  
各常任委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。  
総務建設常任委員会委員長、濱野良一委員、副委員長、岡野能之委員。続きまして、教育民生常任委員会委員長、山崎勝義委員、副委員長、岡本経治委員。  
以上でございます。
- 議長（井上正清君）  
ただ今の報告のとおりでございます。  
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

## 休憩

- 議長（井上正清君）  
暫時休憩いたします。  
なお、この後、議会運営委員会の改選を行う予定になっております。  
休憩中に議会運営委員会についてのご協議をいたしたいと思っておりますので、議員控室にお集まりいただきたいと思っております。

休 憩 午前 11 時 15 分  
再 開 午前 11 時 27 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 議会運営委員会委員の選任

- 議長（井上正清君）  
日程第 9、決定第 2 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。  
議会運営委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。  
よって、議会運営委員会委員の氏名を職員に朗読させます。
- 議会事務局長（木下公明君）  
それでは、議会運営委員会委員の氏名を申し上げます。  
濱野良一議員、母倉正人議員、福本耕太議員、山崎勝義議員、川本貴也議員、佐々木邦久議員、以上 6 名でございます。
- 議長（井上正清君）  
お諮りいたします。  
ただ今朗読したとおり、指名することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（井上正清君）  
はい、ご異議なしと認めます。  
よって、ただ今指名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会室の方へお願いします。

休 憩 午前 11 時 28 分

再 開 午前 11 時 33 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

## 議会運営委員会正副委員長の決定

○議長（井上正清君）

議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。

○議長（井上正清君）

事務局長。

○議会事務局長（木下公明君）

議会運営委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。

委員長 川本貴也委員、副委員長 母倉正人委員、以上でございます。

- 議長（井上正清君）  
ただ今、報告のとおりでございます。  
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

## 休憩

- 議長（井上正清君）  
暫時休憩いたします。  
なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 33 分  
再 開 午前 11 時 38 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 議会運営委員会委員長の報告

- 議長（井上正清君）  
議会運営委員会での審議について委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（井上正清君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

先ほど委員会室におきまして、議会運営委員会を開催しましたのでその結果につきまして、ご報告申し上げます。本日、議会広報特別委員会委員2名から辞職届が、失礼、辞職願が提出されましたので、議会広報特別委員会委員の辞任の許可について、と議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加いたしたいと思ひます。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。ご協力のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

## 議会広報特別委員会委員の辞任

○議長（井上正清君）

先ほど休憩中に、木場隆司君から、議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。この際、議会広報特別委員会委員の辞任の許可についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思ひます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、木場隆司君の退席を求めます。

（木場隆司君 退席）

○議長（井上正清君）

お諮りします。

木場隆司君の議会広報特別委員会委員の辞任の許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、木場隆司君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。木場隆司君の入場を許可します。

（木場隆司君 入場）

○議長（井上正清君）

先ほど休憩中に濱中幸三君から、議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。

この際、議会広報特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞任の許可についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、濱中幸三君の退席を求めます。

（濱中幸三君 退席）

○議長（井上正清君）

お諮りします。

濱中幸三君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、濱中幸三君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。濱中幸三君の入場を許可します。

（濱中幸三君 入場）

## 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（井上正清君）

議会広報特別委員会委員に欠員が生じたので、この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、ただちに選任を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、決定第 3

号として、選任を行うことに決しました。ここで、資料を配付いたします。

(職員が資料配付)

○議長（井上正清君）

議会広報特別委員会委員は、土庄町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。議会広報特別委員の氏名を申し上げます。岡本経治君、井上正清君、以上2名でございます。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

ただ今のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会広報特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会室のほうへどうぞ。

休 憩 午前 11 時 45 分

再 開 午前 11 時 49 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 議会広報特別委員会正副委員長の決定

- 議長（井上正清君）  
議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させていただきます。
- 議会事務局長（木下公明君）  
議会広報特別委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。  
委員長、高橋正博委員、副委員長、岡野能之委員、以上でございます。
- 議長（井上正清君）  
ただ今報告のとおりでございます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

## 休憩

- 議長（井上正清君）  
暫時休憩いたします。  
なお、休憩中に、全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは、委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 49 分  
再 開 午前 12 時 6 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

- 議長（井上正清君）  
お諮りいたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員、福本耕太君が辞職されましたので、この際、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第3号として、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（井上正清君）  
ご異議なしと認めます。

よって、この際、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第3号としてただちに選挙を行うことに決しました。

小豆地区広域行政事務組規則第5条第2項の規定により補欠選挙を行います。

- 議長（井上正清君）  
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（井上正清君）  
ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

- 議長（井上正清君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することにいたしました。

○議長（井上正清君）

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、濱野良一君を指名いたします。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名しました諸君を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

## 伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員、濱中幸三君、山崎勝義君が辞職されましたので、この際、伝法川防災溜池事業組合議会議員補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 4 号としてただちに議題といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙についてを日

程に追加し、選挙第4号としてただちに選挙を行うことに決しました。

伝法川防災溜池事業組合同規約第5条第3項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（井上正清君）

伝法川防災溜池事業組合同議会議員に、濱野良一君、井上正清君を指名いたします。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました諸君を、伝法川防災溜池事業組合同議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が伝法川防災溜池事業組合同議会議員に当選されました。

ただ今、伝法川防災溜池事業組合同議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

## 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員、佐々木邦久君が辞職されましたので、この際、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 5 号としてただちに議題といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

はい、ご異議なしと認めます。

よって、この際、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 5 号としてただちに選挙を行うことに決しました。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 4 項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（井上正清君）

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、山崎勝義君を指名いたします。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました諸君を、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました山崎勝義君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました山崎勝義君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

## 小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

小豆島中央病院企業団議会議員、母倉正人君、佐々木邦久君が辞職されましたので、この際、小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 6 号としてただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 6 号としてただちに選挙を行うことに決しました。

小豆島中央病院企業団規約第 6 条第 2 項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（井上正清君）

小豆島中央病院企業団議会議員に、濱野良一君、川本貴也君を指名いたしま  
す。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました諸君を小豆島中央病院企業団議会議  
員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君が小豆島中央病院企業団議会議員に  
当選されました。

ただ今、小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました諸君が、議場にお  
られますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選  
の告知をいたします。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 12 時 15 分

再 開 午前 12 時 17 分

## 出席議員及び欠席議員

---

休憩前に同じ

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

## 議会事務局職員

休憩前に同じ

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

## 議員の派遣

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

閉会中に議員の派遣についての申出書が提出されております。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、議員の派遣についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしております申出書のとおり、議員を派遣することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長より、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉 会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了しました。

これにて平成29年5月土庄町議会臨時会を閉会いたします。長時間誠に皆様お疲れ様でした。

閉 会 午前12時19分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (井 上 正 清)

同 議員 (岡 野 能 之)

同 議員 (岡 本 経 治)